

施設型給付費（委託費）について

1 令和6年度施設型給付費（委託費）について

令和7年5月頃に、令和6年度施設型給付費の調整分をお支払いする予定です。請求書の提出日、支払日については、別途お知らせさせていただきます。

令和6年度施設型給付費については、事後で調整事由が生じる場合を除き、この調整分で全てとなります。決算の作成にあたっては、令和6年4月から令和7年3月分までの施設型給付費及び5月に支払い予定の調整分の合計額で計上いただきますようお願いします。

【調整分の内訳】

①	令和6年4月～令和7年3月までの各種調整	
②	令和6年度人事院勧告による公定価格の単価改定分（増額調整）※	
③	3月認定の加算	施設機能強化推進費加算、高齢者等活躍促進加算、外部監査費加算、施設関係者評価加算、小学校接続加算、第三者評価受審加算
④	処遇改善等加算Ⅲ 令和6年4月～令和7年3月分	
⑤	職員配置改善加算 令和7年1月～令和7年3月分	

2 令和7年度公定価格について

（1）公定価格単価について

令和7年度公定価格単価表は告示として今後公表される予定となっております。
公表され次第、別途お知らせさせていただきます。

（2）令和7年度公定価格における加算等の主な改正点

以下の項目について、改正が行われる予定です。ただし、今後の国の公表内容に変更があった場合は随時ご連絡させていただきます。

（ア）1歳児配置改善加算の創設

1歳児の職員配置基準を6対1から5対1へと改善し、それに対応する「1歳児配置改善加算」を設ける。※6対1の配置に要する経費と、5対1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算

【対象】以下の全てを満たす事業所（配置基準が既に5対1以上である小規模C・家庭的保育・居宅訪問型保育除く）

- （1）処遇改善等加算ⅠⅡⅢの全てを取得している
- （2）業務においてICT活用を進めている（※①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決裁のうち、①及びもう1機能以上の機器を導入し、活用している）
- （3）施設・事業所の職員の平均年数が10年以上

◆注意点◆

1歳児配置改善加算を取得する施設は、重複の内容となるため、運営補助金の1歳児の「保育教諭等配置改善費」を取得することはできません。

(イ) 公定価格における定員超過減算の見直し

定員超過減算については、平成28年の「待機児童解消に向けて緊急に対応する政策について」を踏まえ、利用定員を超えている状態が一定期間継続する場合の減額調整の要件を、

- ① 直前の連続する5年間（幼稚園及び認定こども園（1号認定）にあたっては2年間）常に利用定員を超え、かつ、
 - ② 各年度の年間平均在所率が120%以上であること
- としていたところ、待機児童数がピークであった平成29年から7年連続で減少し、令和6年の待機児童数は平成29年の10分の1以下となっている状況を踏まえ、
- ① の5年間の期間を令和7年度より2年間とする。

(ウ) 災害時における主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算の要件の見直し

現行の主幹教諭等専任加算及び主任保育士専任加算の複数実施要件に、新たに災害時における地域支援の取組を追加する。

（例）主任保育士加算の場合

I 延長保育、II 一時預かり（一般型）、III 病児保育、IV 乳児が3人以上利用している施設、V 障害児（軽度障害児を含む）が1人以上利用している施設

VI 災害時における地域支援の取組

災害等により保育が提供できない場合において、保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者等への連絡、被災状況の把握、こどもの預かりに関する相談等及び代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携を図るために必要となる緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに研修・訓練の実施等を行う取組

3 令和7年度施設型給付費（委託費）について

(1) 請求、支払いの流れについて

毎月以下のスケジュールで行っております。

- ① 前月25日頃 市において、次月の入所児童のデータ集計、請求金額の算出
- ② 毎月1日頃 施設への請求書類を送付
- ③ 毎月10日頃 請求書内容を確認いただき、メールにて修正の有無回答
- ④ 毎月22日 施設型給付費支払い

※締切・支払日が土日である場合は、直近の開庁日が締切・支払日となります。

(2) 年度当初の給付費（4～6月頃を想定）について

給付システムへの新年度公定価格単価の反映が間に合わないため、手集計で給付費を算定する予定です。そのため、年度当初は基本分単価、処遇改善等加算Ⅰ、冷暖房費加算のみで給付費を算定します。

(3) 加算の適用について

給付システムの準備が整い次第（7月頃を予定）、「施設型給付に係る登録情報等について（照会）」でご回答いただいた内容をもとに加算を暫定で適用し、給付費に反映します。（前月以前の分は調整額として反映）

なお、処遇改善等加算の加算率については、認定までの期間の暫定加算率として、以下のとおり適用します。（大きく異なる見込みの場合はご連絡ください。）

	既存施設	新規移行、開設施設
処遇改善等加算Ⅰ	前年度（R6）の加算率	提出していただいている認可・確認申請書類に記載の経験年数をもとに算出した加算率
処遇改善等加算Ⅱ	前年度（R6）の人数	なし。加算認定申請書受付後、適用。
処遇改善等加算Ⅲ	前年度（R6）の人数	なし。加算認定申請書受付後、適用。

※ 処遇改善加算の一本化が正式決定された際は、見直し後の区分に上記を当てはめ、暫定的に適用します。

（４） 給付費の調整について

各種加算の正式な申請を行っていただき、本市で加算の認定を行った結果、暫定の加算と差異が出る場合、認定以降の給付費で調整（追給・戻入）します。

令和7年度4月分施設型給付費（委託費）支払いスケジュール（予定）

3月31日（月）	請求書発送（市⇒施設）
4月 9日（水）	請求書回答 締切（施設⇒市）
4月22日（火）	4月分支払い